



笛吹川の鵜飼

ふえふき

2005 **9** No.12

CONTENTS

シリーズ笛吹市探訪 ……2	指定管理者制度 ……9
ふえふきトピックス ……3	図書館インフォメーション 20
自主防災活動 ……6	ふえふきインフォメーション 22
ふえふき環境ニュース……8	写真コンテスト入賞者 ……24

大間田・増利地区を上空から見下ろすと、碁盤の目が連なるように美しく区画された田畑の広がりが見えに留まります。この区画は一辺が約109メートル四方ありますが、古代に行われた条里制による地割の跡です。条里制とは、古代国家が租税の徴収を目的に、農民に口分田（一定の面積の田）を分け与えるのを容易にするために行った土地の区画制度です。この地域の条里がいつ形成されたのか、はつきりと分かっていませんが、甲府盆地の中で、条里制の地割跡がよく残っている地域の一つとして知られています。

現在は、この条里制の地割の跡が道路や水路等になって残っており、昔の姿をしのぶことができます。この条里制の地割の跡を歩いてみると、意外と多くの文化財に出会うことができます。

大間田にある長全寺の参道には、岩船地蔵と六地蔵が祀られています。これらはもともと別のところに祀られていたものが、ここに移されたものです。岩船地蔵は、船の形をした石の上に乗っているお地蔵さんで、享保4（1719）年

シリーズ 第6回 笛吹市探訪

八代町大間田・増利地区



長全寺 岩船地蔵



長全寺 六地蔵

の年号が刻まれています。この辺りでは、女性の護り神と伝えられているようです。六地蔵は、享保5（1720）年の年号が刻まれているとされており、「ほつ」とする雰囲気を感じさせます。他にも道祖神や庚申塔といった石造物が、お寺の境内入り口にありま

増利の利最寺というお寺の境内には、脚気地蔵というお地蔵さんが祀られています。どことなくほほえましい親近感があるこの地蔵について、八代町誌には「昔この地蔵に大きな石の笠を被せまわりの小さな地蔵尊をなわで縛って近くのメーメの池に投げ込んで雨ごいをしたという。」と



利最寺 脚気地蔵

笛吹市教育委員会 社会教育課

書かれており、地域の人たちとの深い係わりを伺い知ることが出来ます。

また、5世紀後半に造られた八幡塚古墳もこの増利にあります。この古墳は、丸い後円部に短い前方部をつけた「帆立貝式古墳」といわれおり、鉄鍬が出土したという記録が残っています。

これら以外にも、多くの文化財がこの地区にはあります。皆さんも条里制の地割の跡を散策してみませんか。道端にひっそりとたたずむお地蔵さんを見つけ、目と目が合った時、心が和むかもしれません。もしかしたら、微笑みかけてくれるかもしれません。

今回は、一宮地区を紹介します。



萩原智子さんが講演 夏の生活指導協議会

7月14日、笛吹市スコレーセンターで、「夏の生活指導協議会」が開催されました。

夏の生活指導についての報告後には、シドニーオリンピック競泳日本代表（現山梨学院スポーツセンター研究員）萩原智子さんによる「水泳と私」と題しての講演が行われ、参加者は萩原さんの講演に聞き入っていました。



講演を行う萩原智子さん

市内の小学生が本物の舞台芸術を鑑賞 東京混声合唱団公演



素晴らしい合唱を披露した東京混声合唱団

7月20日、笛吹市スコレーセンターで東京混声合唱団の公演が行われ、市内の小学校6年生全員が鑑賞しました。

今回の公演は文化庁が子どもたちに本物の舞台芸術を身近に触れる機会を提供することを目的に行われたもので、世界のさまざまな合唱名曲の演奏や小学生と東京混声合唱団の合同合唱などが行われました。鑑賞した子どもたちは、東京混声合唱団の素晴らしい歌声に耳を傾けていました。

親子で楽しく遊ぼう

7月6日、御坂農村環境改善センターで未就園児とその保護者を対象とした「親子で楽しく遊ぼう」が開催されました。

当日は市内から約50組の親子が参加。手遊び、手形スタンプ押し、うちわづくり、バルーン遊びなどをして楽しみました。



バルーン遊びをする子どもたち

7月2日、プロ野球、横浜ー阪神戦の来場者の中から抽選で50人に御坂の桃をプレゼントしました。



7月8日、一宮御坂インターチェンジ料金所出口で県外車を対象に御坂の桃と観光パンフレットの入った袋を300人にプレゼントしました。

笛吹市の桃をプレゼント

笛吹市の名産である桃。7月2日の横浜スタジアムを皮切りに一宮御坂インターチェンジ、東京ドーム、インボイスドーム（西武）で桃をプレゼントし笛吹市の宣伝を行いました。



7月12日、プロ野球、日本ハムーソフトバンク戦で来場者の中から抽選で石和・春日居温泉宿泊割引券を10人、春日居の桃を200人にプレゼントしました。また、始球式を萩野市長が務めました。

7月18日から20日の3日間、プロ野球、西武ーオリックス戦で来場者の中から抽選で各試合300人に御坂の桃をプレゼントしました。



7月15日、プロ野球、巨人ー横浜戦で来場者の中から抽選で300人に一宮の桃をプレゼントしました。

10月1日に国勢調査を実施!

～9月下旬に調査票を配布しますのでご協力をお願いします～

- 国勢調査は日本に住んでいるすべての人が対象となります。
- 9月下旬に、総務大臣から任命された国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布にうかがいます。
- 10月1日現在の皆さんの状況を調査票に記入していただきます。
- 記入していただく項目は、男女の別、出生の年月、就業の状態、通勤・通学地、住居の種類など17項目です。
- 国勢調査の結果は、少子高齢社会への取組や皆さんのまちづくりにいかされます。
- 国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。
- 国勢調査員は国家公務員であり、調査員証を携帯しています。

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>

●問合せ先
 笛吹市役所 秘書政策室 企画推進担当
 055-262-4111 (内線222・228)



平成17年10月1日(土)
 9月下旬から調査員がおうかがいいたします。

笛吹市ジュニアリーダー講習会を開催



7月2、3日の2日間、八ヶ岳少年自然の家で「笛吹市ジュニアリーダー講習会」が行われました。この講習会は仲間とともに豊かな自然と触れ合うことで、健やかな心と体を作り、リーダー性を養おうと行われたもので、市内の小学校5、6年生が約100人が参加。参加者は、野外炊飯や冒険ハイクなどを通じて広く友好関係を深めました。また、駒澤大学から「社会教育主事実習生」として研修中の丸山直也さんと伊藤俊弘さんも、助言するリーダーとして参加していただきました。なお、笛吹市教育委員会では、社会教育主事等の研修場所としても開放しています。



ジュニアリーダー講習会に参加して

7月2日、3日「笛吹市ジュニアリーダー講習会」が行われました。これは、笛吹市の小学校5、6年生100人程度を対象として、八ヶ岳少年自然の家において、仲間とともに豊かな自然と触れ合うことで、健やかな心と体を作り、リーダー性を養おうというものでした。



伊藤 俊弘

朝、八代分庁舎を出発し小須田牧場へ向かいました。そこでは、たくさんの馬や山羊、羊たちが子どもたちを出迎え、驚きを与えました。しかし、それ以上に子どもたちが驚いていたのは牧場を管理しているおじさんたちでした。いつまでも静かに話を聞かない子どもたちに力強い口調で馬たちや生きることについて語り、いつしかその語りに子どもたちを引き込んでいました。そして最後には、子どもたちが熱心に質問したりしていました。

自然の家に着いてからは班ごとに分かれ、野外炊飯として「カレーライス作り」を行いました。火おこし、飯ごうでご飯を炊く、野菜を切る、煮込むなど初めて体験する子どもたちが多い中、みんなで協力して作っている姿は、とてもかっこよく感じました。出来上がったカレーライスは上出来・不出来関係なく、最高の夕食だったと思います。

夜には「ナイト追跡ゲーム」を行いました。星の明かりと懐中電灯の明かりを頼りに、反射板をたどっていきました。前日の雨でぬかるんだ地面をみんな騒ぎながらも慎重に進んでいました。そして宿舎に帰った就寝時間後も、打ち解けた仲間たちとの会話が夜遅くまで響いていました。

2日目は「追跡ハイク」を行いました。森の中に散りばめられた問題や矢印に班長を中心として、みんなで答えを考えたり、遅れている子を励ましたりしながらゴールを目指しました。初日はバラバラ気味だった班もこれまでのことを通じてチームワークが出来てきたようでした。

帰りには「清泉寮」で新しい仲間たちとソフトクリームを笑顔でおぼる子どもたちを見て、とても充実した2日間を過ごせたと思います。

今後もこのような良い経験とたくさんの友達を得ることができる活動に、より多くの子どもたちが参加してほしいと思います。

ジュニアリーダー講習会に参加して

7月2日、3日の2日間、市内の小学校5、6年生を対象とした「笛吹市ジュニアリーダー講習会」が開催されました。

子どもたちは、清里高原を訪れ、牧場で山羊や馬と触れ合ったり、自分たちで苦労して作ったカレーに舌鼓を打ったりと、楽しみながらも自活能力を高めていました。

また、夜中に懐中電灯で反射板を追いかける「ナイト追跡」や、2日目に行った問題を解き、障害を乗り越えて森の先のゴールを目指す「冒険ハイク」を通じて、友達と協力して何かを成し遂げる力も培われたようでした。

笛吹市が誕生して初めての試みで、最初は同じ地域や学校の子も同士で集まっているように見えたのですが、大自然の中で思い切り遊び、学んでいくうちに学校の枠を越えて、広く友好関係を深めているようでした。

この講習会で学んだことを各学校や家庭に持ち帰り、日々の生活に役立ててもらえるように期待しています。



丸山 直也

東八消防本部から

「9月9日は救急の日」です

～救急診断は、「生命にかかわるもの」を対象とします～

救急車を利用できるのは

- (1) 火災、暴風雨などの災害による傷病者
- (2) 交通事故や公衆の出入りする場所での傷病者
- (3) 屋内において生じた事故、急病等で生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあり、他に適当な搬送手段がない場合における傷病者

※救急出場件数は5年前に比べて約1,000件増加しています。緊急性のない方は自家用車またはタクシーで病院を受診してください。

心肺蘇生法をマスターしましょう

心臓が停止してから約3分、呼吸が停止してから約10分位経つと、命が助からないといわれています。救急車は現場まで平均6分位かかります。

一刻も早く現場にいる人が、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージをすることが救命率を高めることにつながります。

※携帯電話から「119番」通報すると、甲府地区消防本部司令室につながります。ご自分の地域（市町村名）を言うと東八消防本部に転送され対応いたします。心肺蘇生法の指導を受けたい方や団体は、東八消防本部に連絡してください。

平成16年度中救急出動状況

市町村	笛吹市											
	石和		御坂		一宮		八代		境川		春日居	
種別	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
急病	723	666	193	181	205	198	148	135	69	66	157	127
交通	224	270	95	123	85	102	28	32	11	11	38	35
一般負傷	143	138	64	64	66	64	48	47	30	30	37	36
その他	308	297	36	35	50	46	11	9	30	27	41	26
合計	1,398	1,371	388	403	406	410	235	223	140	134	273	224

医師の上手なかかり方

- 具合の悪いときは早めに診察を受けましょう
- 医師を信頼しましょう
- むやみに医師を替えないようにしましょう
- くすりは医師の指示にしたがい正しく飲みましょう
- 症状は明確に話しましょう
- 診察時間内に診てもらいましょう

健康なからだを保つために

- 毎日の食事は栄養のバランスに気をつけましょう
- 食生活の中で塩分は特に気をつけましょう
- 適度な運動を毎日続けるようにしましょう
- 家族そろってできる運動を考えましょう
- 適度な休養をとる習慣をつけましょう
- 年1～2回は家族そろって健康診断を受けましょう

問合せ先 東八消防本部 055-261-0119

平成17年度 山梨県地震防災訓練が実施されます

日時 平成17年10月23日（日）午前8時30分から
 場所 笛吹市清流公園
 内容 ○避難訓練 ○初期消火訓練 ○車輛からの救出訓練 ○倒壊建物からの救出訓練
 ○ヘリコプターによる救出・消火訓練 ○各機関の訓練・展示等

— 東海地震に備えて —

住民の組織力が命を守るまちを守る

～まず身の安全、そして消火、救助、看護～

大地震などの災害から身を守るには、各家庭での防災の備えが欠かせません。しかし、個人や家族の力だけでは限界があります。そこで必要になってくるのは、「住民に協力し合って大きな災害に立ち向かう、地域の自主防災活動」。いざというときに1人ひとりが団結して発揮する行動力こそ、一刻をあらそう人命救助に大きく貢献するのです。

阪神淡路大震災では、8400人を越える死亡者が発生し、その9割近くが倒壊家屋の下敷きとなった人々でした。

一方、その数十倍ともいわれる多数の人々が、けがを負いながらも倒壊物の下から救出されています。家族や近隣住民が協力し、パールのこぎり、車のジャッキなど身近にある物を使って閉じこめられた人々を助け出したのです。

大地震の発生直後は、広範囲にわたって建物の倒壊、火災の発生、道路・水道・消火設備の損壊などが起きるため、すべての現場に警察や消防が駆けつけることはできません。そこで求められるのが「自らの地域を自ら守る」心がまえと組織力です。

いざというとき、とっさに必要なのは自分の身を守ること。そして危険を免れた住民には、次の瞬間から重要な役割が期待されます。近隣の出火防止、初期消火、被災者の救出、看護にあたることなどです。地域の被害を最小限に食い止められるかどうかは、「住民たちが協力して速やかな防災活動を行えるか否か」にかかっているのです。

8月30日～9月5日が防災週間です。各地区においては、自主防災組織・消防団が中心になり防災訓練が行われます。防災訓練をとおして、自分たちにできることを再確認し、組織による行動力の大きさを改めて見直す機会としてください。



震災前

- 倒壊しそうなところや土砂崩れなど危険箇所の確認
- 一時避難場所の確認
- 自主防単位での災害時行動マニュアルの作成
- 救急用具・機材の整備
- 住民世帯名簿の作成
- 防災広報・防災訓練
- 近所の人とのコミュニケーションが防災力を高める

最近では、「隣人の顔を知らない」人が少なくありません。都市化や集合住宅の増加で、隣近所の交流が希薄になる傾向があります。

しかし、震災で多数の家屋が倒壊した場合、「この家は〇人家族」、「このアパートにはお年寄りが多い」といった生きた情報が人命救助や避難補助に大きく役立ちます。住民名簿や防災マニュアルを作るだけでなく、ふだんの交流や会話によって住民同士がお互いを知り合う心がけが大切です。

震災後

- 出火防止・初期消火
- けが人の手当・看護
- 情報の確認・伝達
- 被災者の発見・救出
- 避難の誘導・援助
- 被害状況の確認・報告

防災訓練には積極的にご参加を!



笛吹市消防団団長 斉藤 功明

「ふるさとの守りは・・・日頃の訓練から!!」
 大規模地震の発生後には市内各所での火災が発生、その時、消防団はその鎮圧に奔走しなければならない状況が予想されます。そんな時、一番の力となるのが、自主防災会を中心とした地域住民による消火活動ではないかと考えます。

「私たちのふるさは、自分たちで守る!」の精神で、地域が協力しあい災害に対処していただきたいと思えます。

そのためにも、この時期各地域で行われる「防災訓練」に多くの市民が参加し、初期消火等の技術を習得していただくことを期待いたします。

われわれ消防団も精一杯お手伝いさせていただきたく覚悟ですので、よろしく願いたします。

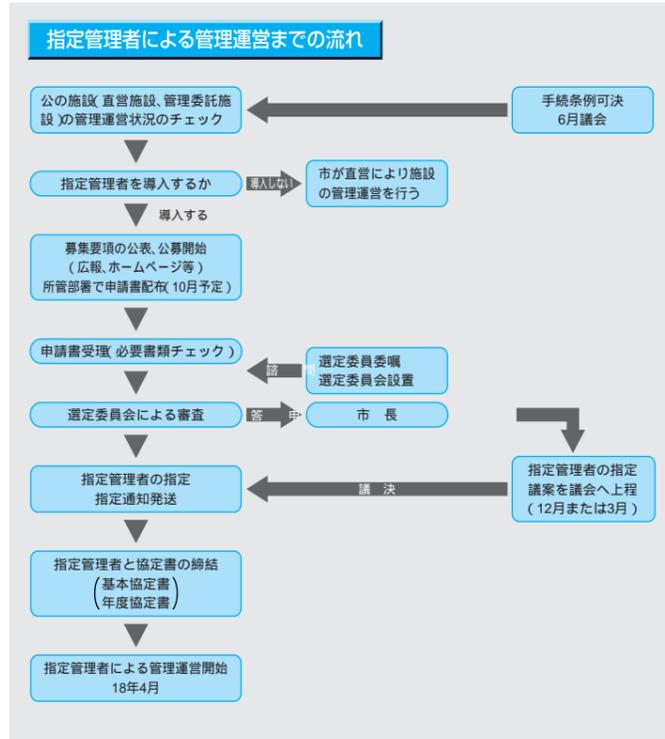
こんなことが大切です。(自主防活動の例)

サービス向上と経費の節減を 公の施設の管理に指定管理者制度が導入されます

平成15年9月の「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」に代わり「指定管理者制度」が創設されました。

公の施設の管理に関して、これまでの管理委託制度では、管理者の範囲を公共的団体に限定していましたが、「指定管理者制度」ではこの制限を取りはらい、民間事業者等の参入も可能とし、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

改正地方自治法の経過措置期間は平成18年9月までとなっております。各自治体は、公の施設を自治体が直接運営するか、指定管理者制度に移行するか選択をしなければなりません。



指定管理者の募集時期は10月の予定です

笛吹市では、「笛吹市指定管理者制度導入に向けた基本方針」により、平成18年4月からの導入にむけ準備を進めています。

指定管理者制度の対象となる公の施設としては、一般的な例は別表のとおりです。

笛吹市では、対象となる施設が120以上ありますが、そのうちのどの施設に指定管理者を導入するかを現在検討しています。

導入する施設が決定し次第、「広報ふえふき」、「笛吹市ホームページ」、新聞紙上等で指定管理者の募集を行います。

ご意見をお寄せください

指定管理者制度に関するご意見・ご要望などがございましたら総務部総務課までお寄せください。なお、直接持参されるか、郵送、メール、ファックスでも受け付けます。

郵送・問合せ先

〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所 総務部総務課
TEL 055-262-4111 FAX 055-262-4115 メールアドレス asp@city.fuefuki.jp

対象施設の例示(別表)

種類	公の施設
民生施設	保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、福祉会館、児童館
衛生施設	尿処理施設、ごみ処理施設、下水処理施設、下水終末処理場、公衆便所、健康センター、健康増進施設
体育施設	体育館、陸上競技場、プール、野球場、武道館、キャンプ場
社会教育施設	中央公民館、地区公民館、勤労青少年ホーム、青年の家・自然の家、中央図書館、地区図書館、博物館、資料館、小中学校の開放
宿泊施設	国民宿舎、その他宿泊施設
公園	公園、児童公園
会館	市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティーセンター、集会所
診療施設	病院、診療所

笛吹市環境ニュース No.3

動物を飼育するときは、マナーを守って!

動物を飼うことは素晴らしいことですが、その喜びと同時に飼い主としての責任が伴います。

地域には様々な方が生活しています。正しくしつけ、犬や猫が原因で周囲に迷惑をかけるないように飼い主は充分に気をつける義務があります。

適切なしつけを!

身元の表示

犬の飼い主は、登録が義務付けられています。また、鑑札・狂犬病予防注射済票は必ず付けるようにしましょう。

つないで飼う

犬は檻の中に入れるか、丈夫な鎖や縄でつないで飼うことが法律で義務付けられています。放し飼いはやめ、散歩時も必ずつないで行きましょう。

無駄吠えをさせない

犬が吠えるのは本能の一つですが、必ず理由があります。それを理解して、無駄吠えをする時は早めに叱り、いけないことを覚えさせる。夜間吠える犬は、玄関に入れるなどの配慮をしましょう。

トイレのしつけ

散歩の前にトイレを済ませる習慣をつけましょう。

フンの始末をする

散歩時のフンは必ず紙等に包んで持ち帰り、処理しましょう。自分の犬の後始末は飼い主が行う、それが犬を飼う上での責任であり、最低限のマナーです。

最後まで責任を持って!

かわいそうな子犬や子猫をつくらないために

『飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術補助制度』を利用して下さい。

手術費用の2分の1を補助しますが上限は次のとおりです。

犬 メス10,000円
オス 5,000円
猫 メス 7,000円
オス 4,000円

手術を受ける10日以上前に、市役所環境対策課・各支所住民課の窓口で申請の手続きをしてください。

◎どうしても犬や猫を飼えなくなった時

・責任を持って、可愛がって飼ってくれる人を自分で探す。

・どうしても飼い主が見つからない場合は石和保健所衛生課(055-262-1941)に相談して、所定の手数料を納めて引取りをお願いしてください。

成犬・成猫(生後91日以上)においては
1頭(匹) 2,000円
子犬・子猫(生後91日未満)においては
1頭(匹) 400円

・どんな理由があっても、捨て犬や捨て猫にだけはしないでください。

車にひかれたりお腹をすかせて死んだり、野良犬や野良猫になって社会問題に発展することになります。

(市での引取りは出来ません)

祝日もごみを収集します!(春日居町以外の地区)

今までごみ出しの日が祝日だと翌日に回収していましたが、今年の4月から祝日でも回収します。ですから、ごみ出しの曜日を覚えていれば、OKです。

9月19日(月)と23日(金)の祝日も回収しますので、ご注意ください。

問合せ先

市民環境部 環境対策課 055-261-2044
御坂支所 住民課 055-262-2271
一宮支所 住民課 0553-47-1111

八代支所 住民課 055-265-2111
境川支所 住民課 055-266-2111
春日居支所 住民課 0553-26-3111

標準負担額と特定標準負担額の廃止

施設の食費が個人負担となったことにより標準負担額と特定標準負担額も廃止となります。
 ただし、介護保険法の施行日(平成12年4月1日)前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた人について、これまで利用料と食費の合計額が法施行以前の費用徴収額を上回らないよう5年間の軽減措置がありました。これについてはさらに5年間の延長(平成21年度末まで)となりました。申請により、該当する人には「介護保険特定負担限度額認定証」「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」を交付します。

高額介護サービス費の見直し

現在、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じて上限額を設定し、これを超えた分を高額介護サービス費として申請により保険から給付しています。今回、低所得者対策としてこの上限額を次のとおり一部引き下げます。また、初回のみ申請で足りる方法へと手続きが変更になります。

段階区分	上限額
・生活保護の受給者	世帯 15,000円 個人 15,000円
住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者 合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
住民税世帯非課税 一般世帯(上記区分に該当しない人)	世帯 24,600円 世帯 37,200円

社会福祉法人による減免制度の見直し

この制度は、低所得者で特に生計が困難である人について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等がその社会的な役割により利用者負担を減免するものです。
 今回の改正は、利用者負担第3段階のうち所得が低い層の人についても減額の対象となるよう制度の拡充を図ります。また、従来の制度では社会福祉法人の負担が大きく、減免が必ずしも十分に行われてこなかったことを踏まえ、減額割合が1/2から1/4に変更になります。

問合せ先 保健福祉部 介護保険課 介護総務担当 055-261-1903

保健福祉部 介護保険課

介護保険制度が改正されます

介護保険制度は5年に一度、制度の見直しがされます。平成17年度は第1回目の見直しの年にあたり、改正された制度は平成18年4月からの施行となります。なお、一部については平成17年10月から施行されますので、改正内容についてお知らせします。

施設給付等の見直し

平成17年10月から、介護保険施設(ショートステイを含む)における居住費、食費を、通所系サービス(デイサービス、デイケア)については食費を保険給付の対象外とし、利用者が全額自己負担することとなりました。これは、居住費、食費について給付対象としているサービスと対象外としているサービスとがあり公平性に欠ける、といった実情を踏まえ、低所得者に配慮しつつ改正するものです。

低所得の人に配慮し、利用者負担段階が設定されます

所得の低い人の施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担の負担限度額が設定されます。さらに今後は利用者負担段階を設定しますので、該当する利用者負担段階の負担限度額までを自己負担として支払い、残りの差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支払います。

居住費・食費	特定入所者介護サービス費として介護保険から給付
	負担限度額

負担限度額(月額)

利用者負担段階	利用者負担内容	居住費(要支援の人の場合「滞在費」)			食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室および従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	820円	490円(320円)	0	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円(420円)	320円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階が2段階以外の人	1,640円	1,310円(820円)	320円	650円

()内は、特養及び特養によるショートステイのみ従来型個室の居住費 旧措置費については、若干の相違があります

利用者負担第4段階の人(第1~3段階以外の人)は「特定入所者介護(支援)サービス費」の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になる、など一定の要件を満たし、申請により認められた人は利用者負担第3段階とみなされます(特例減額措置)。

申請からサービス利用までの流れ

施設サービス(ショートステイを含む)を利用して、利用者負担段階が第1段階から第3段階のいずれかに該当する人は市の窓口(本所・支所)で「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請を毎年行ってください。申請をしないと限度額を超えて自己負担しなくてはなりません。
 審査の結果該当する人には「介護保険負担限度額認定証」を発行します。サービスを利用するときは必ずこの認定証を提示してください。

利用者負担の変化のめやす

特別養護老人ホームの入所者(要介護5で多床室)の場合(単位:万円)

利用者負担段階	現行				平成17年10月から			
	1割負担	居住費	利用者負担合計	食費	1割負担	居住費	利用者負担合計	食費
第1段階	1.5	-	1.0	2.5	1.5	0.0	1.0	2.5
第2段階	2.5	-	1.5	4.0	1.5	1.0	1.2	3.7
第3段階	2.5	-	2.0	4.5	2.5	1.0	2.0	5.5
第4段階	3.0	-	2.6	5.6	2.9	1.0	4.2	8.1

(これは現行の介護報酬をもとにした月額でのめやすですが、実際は日額での計算となります。また、この10月に施設給付に関する介護報酬の改定がありますので数字の変更があります。)

保健福祉部 福祉総務課

重度心身障害者医療費助成金受給者証の更新について

重度心身障害者医療費助成金受給者証は、平成17年10月31日で有効期間が満了となります。現在重度医療を受給している方は下記のとおり更新の申請を行ってください。

受付期間

平成17年9月20日(火)~平成17年10月31日(月)まで

持参するもの

身体障害者手帳・療育手帳・障害基礎年金証書・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書のうち該当するもの
 医療保険証(老人医療受給者は受給者証同時持参のこと)
 印鑑

64歳以下の人で、平成17年中に笛吹市に転入してきた方については、平成17年1月1日現在で住民票を置いていた住所地での世帯全員の所得課税証明

申請場所

保健福祉部 福祉総務課(和保健福祉センター内)または各支所

問合せ先 保健福祉部 福祉総務課 055-262-1271

保健福祉部 健康づくり課

乳幼児予防接種通知について



乳幼児予防接種通知対象者

*対象者には、8月末に予診票、契約医療機関等の詳しいお知らせをします。接種時期等の内容をよく確認し契約医療機関にて予防接種を受けてください。

予防接種名	対象児
B C G	平成17年 6月生まれ
三種混合 期初回・追加	
麻しん	平成16年 9月生まれ
風しん	平成 6年 9月生まれ
二種混合	

問合せ先

保健福祉部健康づくり課 055-261-1901
 御坂支所健康福祉課 055-262-2271
 一宮支所健康福祉課 0553-47-1111
 八代支所健康福祉課 055-265-2111
 境川支所健康福祉課 055-266-2111
 春日居支所健康福祉課 0553-26-3111

保健福祉部 児童課

児童手当について

この手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給を受けられる方

児童手当は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校第3学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

支給額(月額)

・第1子 5,000円 ・第2子 5,000円 ・第3子以降 10,000円

児童手当の支給時期

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給開始され、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分(4カ月分)までが支給されます。

児童手当の請求方法

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。

児童手当を受給するには、保健福祉部児童家庭担当(石和保健福祉センター内)及び各支所健康福祉課窓口(公務員の場合は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。

認定請求に必要な添付書類等

児童手当用所得証明書(1月1日現在笛吹市に住所がなかった方)
請求者の銀行等の口座番号(郵便局は除く)
厚生年金加入者は、受給者本人の健康保険被保険者証の写しと年金手帳または年金加入証明書
その他必要に応じて添付書類(養育する児童と別居している場合など)

なお、添付書類がすべてそろわなくても、申請はできます。申請が遅れますと支給されない月が発生しますので、できるだけ早めに申請してください。
第2子以降出産された場合、あるいは養育するお子さんが増えた場合等は「額改定届」を必ず提出してください。

届出・問合せ先 保健福祉部 児童課 児童家庭担当 055-261-1904

笛吹市教育委員会 総務学校教育課

平成18年度就学児童健康診断のお知らせ

実施場所: 笛吹市スコレーセンター(笛吹市石和町広瀬626-1) 055-263-7959

来年度小学校へ就学することとなる児童(平成11年4月2日生～平成12年4月1日生)の健康診断を行います。右表の通り3日に分けて実施します。
なお、保護者には追って通知いたしますが、9月26日頃までに通知が届かないとき、また内容等ご不明の場合は下記にご連絡ください。

実施日	対象者	受付時間
平成17年10月13日(木)	石和南小学校入学予定児童	12時50分～13時20分
	石和東小学校入学予定児童	13時30分～14時00分
	石和北小学校入学予定児童	14時10分～14時40分
	富士見小学校入学予定児童	14時50分～15時20分
平成17年10月20日(木)	石和西小学校入学予定児童	12時50分～13時20分
	春日居小学校入学予定児童	13時30分～14時00分
	一宮西小学校入学予定児童	14時10分～14時40分
	一宮北小学校入学予定児童	14時50分～15時20分
平成17年10月27日(木)	一宮南小学校入学予定児童	15時30分～16時00分
	御坂西小学校入学予定児童	12時50分～13時20分
	御坂東小学校入学予定児童	13時30分～14時00分
	八代小学校入学予定児童	14時10分～14時40分
	境川小学校入学予定児童	14時50分～15時20分

問合せ先 笛吹市教育委員会 総務学校教育課 学務担当 055-265-(直通)

保健福祉部 高齢福祉課

在宅ねたきり高齢者等紙おむつ助成事業について

在宅寝たきり高齢者等に対し、紙おむつ費用の一部を助成します。

対象者

本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている平成17年度市民税所得割非課税世帯に属する方で、次の項目のいずれかに該当する方。

- (1) 65歳以上の高齢者で、尿失禁等により常時紙おむつを使用している方
- (2) 要介護3以上の認定を受けており、尿失禁等により常時紙おむつを使用している方
- (3) 重度心身障害者(身体障害者手帳1、2級)で、常時紙おむつを使用している方

「紙おむつ」とは、おむつ型、パンツタイプのことです。尿とりパットのみの使用は対象となりません。
(1)(2)の尿失禁については、介護認定を受けている方については、認定調査表で確認し、介護認定を受けていない方については、在宅介護支援センターで訪問し状況の確認をさせていただきます。

対象期間

平成17年4月1日から平成17年9月30日までの前期分

(在宅福祉を支援する制度のため入院や介護保険施設のショートステイ、ミドルステイの期間は対象となりません。)

1カ月のうち15日以上在宅期間があれば、支給対象月となります。

助成金額

1カ月 4,000円

申請期間

平成17年10月3日(月)～平成17年10月17日(月)

申請には、紙おむつの領収書(日付、品名、金額が明記されているものであればレシートでも結構です)

の添付をお願いします。

すでに登録申請されている方には、課税状況を確認し対象者には申請書を郵送します。

申請・問合せ先 • 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当 055-261-1904 各支所の健康福祉課

9月15日(老人の日)敬老祝金を支給します

笛吹市では、長寿を祝福するとともに、敬老思想を高め、併せて老人福祉の増進を図ることを目的に敬老祝金を支給します。

対象者 平成17年8月1日現在、市内に在住し住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている満75歳以上の方

支給日 平成17年9月15日(老人の日)

金額 満75歳～87歳 5,000円 / 満88歳～99歳 10,000円 / 満100歳以上 100,000円

問合せ先 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉担当 055-261-1902

健やかコミュニティ地区育成事業の実施地区を募集します

世代間交流活動等高齢者の地域活動の推進を目的に実施地区を募集します。

事業内容 高齢者に生きがいと健康づくりの機会を提供するコミュニティ活動の定期的な実施。

【例】 公民館等を拠点とした、高齢者が参加する世代間交流の地区活動事業

遊休農地等を利用した作物・草花を作るなど子供から高齢者までを含む地区全体交流

助成金額 1地区 50,000円(地区以内)

申込方法 社会福祉協議会本所または各支所に備え付けてある申込書に事業内容等をご記入のうえお申込みください。

申込期限 平成17年9月15日(木)

申込み先 笛吹市八代町南326-1
笛吹市社会福祉協議会本所(八代福祉センター内)
または各支所

問合せ先 • 保健福祉部 高齢福祉課 055-261-1904 笛吹市 社会福祉協議会 055-265-5182

市民環境部 市民課

10月1日から住民異動届を受理する際に本人確認を行います

住民基本台帳の正確な記録を確保するため、10月から住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更など)を受理するときは本人確認を行います。

その際、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)の提示を求めます。

また、必要な場合は口頭で質問し確認することもありますので、ご協力をお願いいたします。

転入(居)届・住民票請求時のお願い

- (1) 転入(居)の際、同番地に既に住んでいる方がいる場合は、その方からの同意書が必要になる場合がありますので、ご承知ください。
- (2) 転入(居)時、すでに住民登録のある世帯(同室)へ同居人として住民登録する際、先にいる方からの同意書が必要になります。
- (3) 住民票の写しを取得される場合、同じ家屋に居住していても世帯(住民登録)が別になっている方の住民票を請求する場合は、その方からの委任状が必要です。

◎問合せ先 市民環境部 市民課 055-262-4111(内線112~114)

産業経済部 農政課

鳥獣害対策について

イノシシ・カラス・ムクドリなどの野生鳥獣による農作物被害は、笛吹市内全域において認められ、被害を受けている農家にとっては痛切な問題となっています。

そうしたなか、カラス・ムクドリなどの鳥害対策として、爆音機を使用している農家がありますが、使用状況によっては周辺住民の生活に支障をきたす場合がありますので、代替技術として、防鳥網・テグス・防鳥機等を利用、爆音機の使用はできるだけ控えてください。

なお、有害鳥獣による農作物の被害を抑えるため、各地区猟友会のご協力をいただいて有害鳥獣の駆除を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◎問合せ先 産業経済部 農政課 055-262-4111(内線231・232)

秘書政策室

2006年版「山梨県民手帳」の予約を受け付けます

皆様に親しまれご利用いただいている「山梨県民手帳」の購入予約を受け付けます。

- ◆手帳の規格等
 - ◆サイズ 82mm×145mm
 - ◆表紙 ワイン色のレザー調・焼却しても有害物質の発生しない材質
 - ◆内容 ●日記●郷土編「郷土自慢」など●統計編「山梨県主要指標」など●名簿編「各種議員等名簿」●生活編「暮らしの相談窓口」など
- ◆販売価格等
 - ◆価格 500円
 - ◆別売 ・拡大鏡(54mm×85mm) 60円 ・住所録(77mm×135mm) 50円
 - ◆名入れ…20冊より実費で受け付けます。(お問い合わせください)
- ◆申込方法 笛吹市役所(本庁舎)市民課窓口または各支所総務課に備え付けの「注文書」にご記入のうえお申込みいただくか、下欄の注文書(コピー可)にご記入の上、持参、郵送、ファックスでお申込みください。
- ◆申込先
 - 持参の場合 笛吹市役所市民課窓口・各支所総務課
 - 郵送・ファックスの場合 〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所秘書政策室企画推進担当 FAX 055-262-4115
- ◆申込期限 平成17年9月30日(金) ※配布時期は11月中旬を予定しています。(代金引き換え)

◎問合せ先 笛吹市役所 秘書政策室 企画推進担当 055-262-4111(内線228)

「2006県民手帳」注文書

笛吹市役所 秘書政策室 企画推進担当 あて

住 所	県民手帳	冊
氏 名	拡大鏡	枚
電話番号	住所録	冊

公営企業部 下水道課

受益者負担金制度をご存じですか?

下水道が完備されると、台所などの生活污水を衛生的に排除でき、水洗トイレの使用が可能になるばかりでなく、まちの環境衛生そのものが大きく向上し、下水道のない地域に比べて土地の付加価値があがることになります。いわば下水道は、地域の価値を決める貴重な財産というわけです。

一般の公共施設(道路、公園等)は利用者が不特定多数であることから通常全額公費で建設されております。しかし、下水道事業のように限られた区域内のみに巨額の建設費用をかけて建設される事業を補助金を除いて全額公費で賄うとすればその施設の設置により、直接利益を受けない方にも同じように負担を課することになり、負担の公平を欠くこととなります。

そこで下水道の整備によって利益を受けるみなさんに建設費の一部を負担して頂き、これによって下水道の建設をさらに促進し、快適な環境、利用価値の高い地域づくりを住民の皆様とともに進めていこうという制度が「受益者負担金制度」です。

受益者(負担金を納めていただく人)とは?

受益者は、下水道事業区域内に土地を所有している方です。ただし、その土地が地上権、賃権、使用貸借、賃貸借(一時使用を除く。)の目的となっている場合は、その権利者が受益者になります。一般的には、なかば永住する意向で土地を借り、自家を建てている場合などは、借地人が負担することが適当と考えられます。



負担金の納付方法は?

納付方法は、分割方法と一括方法があります。納付書・口座振替どちらでも対応できます。なお、口座振替をご希望される方は、4月末日までに笛吹市指定金融機関に預金口座振替依頼書を届け、手続きをお済ませ下さい。



各年度の分割納期

分割納付の場合、納期限は原則として5年間で1年を4期に分けて計20回で納めて頂く方法です。

- 第1期…… 6月1日～ 6月末日まで
- 第2期…… 8月1日～ 8月末日まで
- 第3期…… 10月1日～ 10月末日まで
- 第4期…… 12月1日～ 12月28日まで

一括納付の納期

負担金を納期前に一括納付して頂きますと、その全納額に対して一括納付報奨金が交付されます。なお、一括納付の取り扱いには各年ごとの第1期の6月14日までです。

第1期…… 6月1日～ 6月14日まで

◎問合せ先 公営企業部 下水道課 0553-26-5547

下水道まつりが開催されます

地域のみなさまの下水道事業に対するご協力に感謝するとともに、下水道への理解と関心を一層深めていただくため、9月の「下水道の日」の行事の一環として、「第20回下水道まつり」が開催されます。

どなたでも楽しみながら下水道のことが学べるように、たくさん催し物を用意しましたので、ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

- ◆日 時 平成17年9月11日(日) 午前10時～午後2時(雨天決行)
- ◆場 所 南巨摩郡増穂町長沢1790番地 釜無川浄化センター(駐車場あり)
- ◆催し物
 - 下水道施設見学会、下水道相談コーナー
 - ミニ下水道展(下水道リサイクル製品等の展示)
 - ロードトレイン、フアフア、大道芸、下水道クイズなどのイベント
 - 農産物等の直売 ●おたのしみ抽選会、来場記念品プレゼントなど(無料のイベントを中心に実施いたします)

◎問合せ先 釜無川浄化センター 0556-22-8511



笛吹警察署生活安全ニュース No.9

『警察相談の日』



困ったなあ、どうしよう...
9月11日は『警察相談の日』です。

お気軽に
お電話下さい。

はい、
笛吹警察署
です。

もしもし
フルフル

フルフル

あの、
相談したいことが
あるんですけど。

☆ 犯罪等による被害防止に関する相談
☆ 安全と平穏、不安なことに関する相談
☆ 相談先の分からない事柄等について秘密厳守で応じています。
緊急の事件・事故等の通報以外の相談については、110番通報ではなく『#9110番』（プッシュ式電話）055-233-9110（普通電話）を利用して下さい。
その他各警察署の警察安全相談窓口及び警察本部で開設している各種相談窓口も利用して下さい。
山梨県警察本部 055-235-2121
笛吹警察署 055-262-0110

笛吹警察署 055-262-0110

◇運動の基本、重点

- ①夕暮れ時の歩行中と自転車乗車中の交通事故防止（全国重点）
- ②シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（全国重点）
- ③飲酒運転等悪質・危険な運転の追放（本県重点）

「やめようよ、自分のルールで、走るの」をスローガンに、「平成17年秋の全国交通安全運動」が実施されます。

県内では、今年の交通事故発生件数や事故による死者・負傷者数は昨年に比べると減少

しているものの、高齢者が犠牲となる事故やシートベルトを着用していれば助かったと認められる事故が依然として多いのが特徴です。

夕暮れが早くなっていくこれからの時期、ドライバーの皆さんは「早めのライト点灯」

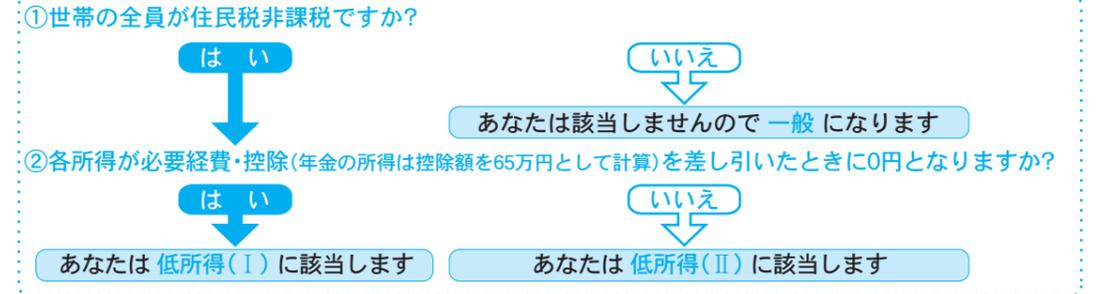
を心がけるとともに、歩行者は「見落とし」や「発見の遅れ」による事故を防ぎましょう。

平成17年9月21日(水)～9月30日(金) 秋の全国交通安全運動

市民環境部 国民健康保険課

老人保健で医療を受けている方にお知らせ!

老人保健で医療を受けている方で住民税非課税世帯に属する方は、入院時の一部負担・入院時の食事代が減額されます。該当する方は必ず入院する前に申請をして、「限度額適用・標準負担額減額認定書」の交付を受けてください。なお、申請した月の初日から適用となります。



■手続きに必要なもの

- 老人医療受給者証 ○保険証 ○高齢福祉年金受給者は「高齢福祉年金証書」
- 転入者は「所得証明書(非課税証明書)」

※世帯内に異動があった場合は、低所得I・IIに該当しなくなったり、新たに該当したりすることがありますので必ず届け出てください。

■「限度額適用・標準負担額減額認定書」の有効期限

毎年8月1日～翌年7月31日となっています。有効期限を過ぎると使用できません。転出する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定書」返却していただく必要がありますので、必ずお申し出ください。

所得区分	入院及び世帯単位自己負担限度額(月額)	入院時食事代(1日当たり)	
一般の方	40,200円	780円	
低所得IIの方	24,600円	90日までの入院	650円
		過去12カ月以内に90日を越える入院	500円
低所得Iの方	15,000円	300円	

◎問合せ先 市民環境部 国民健康保険課 高齢者医療担当 055-262-4111(内線125)

笛吹市健康づくり推進協議会が設置されました

市では、市民の健康づくりを総合的に推進するために笛吹市健康づくり推進協議会を設置しました。7月29日に行われた同協議会では会長に井上一巳氏、副会長に林進一氏を選出。笛吹市の保健事業の現状や今後の取り組み等について協議されました。

なお、委員は次のとおりです。(敬称略)



萩野市長から各委員に委嘱状が手渡された

役職	氏名	地区	備考	役職	氏名	地区	備考
会長	井上一巳	一宮町末木	市議会・教育厚生委員長	委員	桑原 明	境川町寺尾	体育指導員会長
副会長	林 進一	石和町四日市場	民生・児童委員長	委員	田中和芳	石和町川中島	商工会長
委員	黒澤 駿光	石和町市部	東八代郡医師会長	委員	種田 一朗	八代町南	笛吹農協組合長
委員	岩間 宣仁	石和町窪中島	東八代郡歯科医師会長	委員	水上 秀克	一宮町塩田	老人クラブ連合会長
委員	依田 調	石和町広瀬	保健所所長	委員	水野 孝子	一宮町橋立	愛育連合会会長
委員	坂本誠二郎	石和町唐柏	石和西小校長	委員	萩野 崇子	御坂町大野寺	市赤十字奉仕団委員長
委員	林 光雄	一宮町塩田	東八代郡保育所連合会長	委員	三枝 宣子	石和町松本	食生活改善推進員会長
委員	古屋 貞次	八代町南	社会福祉協議会長	委員	弦間 正人	一宮町市之藏	東八代郡保育所保護者会連合会長
委員	鈴木 貞夫	石和町四日市場	連合区長会長				

チケットが残りわずかです。ご希望の方は早めに！

宝くじ文化公演『爆音ライオンズ』

- ◎日時 平成17年9月4日(日)
午後4時開演(午後3時30分開場)
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター「集芸室」
- ◎入場料 1000円
- ◎出演者 パベットマベット他

地域交流ミュージカル『ピノキオ』

- ◎日時 平成17年9月10日(土)
午前11時・午後2時(2回公演)
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター「集芸室」
- ◎入場料 大人 1000円
中学生以下 500円
- ◎出演者 劇団フジ、地元の小中学生

第8回石和薪能

- ◎日時 平成17年9月27日(火)
午後7時開演(午後6時開場)
- ◎場所 笛吹市八田御朱印公園特設ステージ
(雨天の場合は笛吹市スコレーセンター)
- ◎入場料 5000円(指定席)
- ◎チケット販売所
・石和観能会(遠妙寺) ☎055-2662-2846
・沢田屋薬局 ☎055-2662-2030
・笛吹市スコレーセンター ☎055-2663-7959

陸上自衛隊 東部方面音楽隊演奏会

- ◎日時 平成17年10月2日(日)
午後2時開演(午後1時30分開場)
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター「集芸室」
- ◎入場料 無料(整理券が必要です)

問合せ先 笛吹市スコレーセンター
☎055-2663-7959

3B体操リフレッシュ講座

音楽に合わせて、楽しくストレッチ、筋力アップ。

- ◎日時 平成17年10月4日、18日、25日(火)
午前10時〜11時30分
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター「集芸室」
- ◎参加料 無料(運動のできる靴、服装でお出かけください)
- ◎講師 (社)日本3B体操協会 細田あや子
- ◎申込み先 笛吹市スコレーセンター
☎055-2663-7959

ゆい・ゆい・ゆい石和子育てランド

- ◎日時 平成17年9月28日(水)午前10時〜12時
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター2階
資料展示室、和室
- ◎内容 ☆ベビーボンディングケア(オイルを使ったベビーマッサージ)
〔講師〕国際ボンディング協会インストラクター 今村 理恵子さん
〔対象〕生後2カ月〜10カ月位までの子どもと保護者12組
- ☆親子で遊ぼう
〔内容〕わらべうた、親子あそび、紙芝居、おしゃべりタイム
〔対象〕在宅で育児中の親子(0〜3歳児)30組
- ◎企画・運営 NPO法人 Happy Space
ゆいゆいゆい
☎055-2663-5298(星合)
※いずれも参加費無料、定員になり次第締め切り

「ギャラリーさかいがわ」のご案内



「ギャラリーさかいがわ」では、会場の貸し出しを行っています。毎年「私たちの絵画展」や「文芸展&押し花展」、「卵殻モザイク研究会展覧会」など多数の作品展が開催され、多くの人たちが観賞に訪れています。みなさんも自分たちの作品展を「ギャラリーさかいがわ」で開催してみませんか？

みなさんの作品展を開催してみませんか？

- ◎ギャラリー仕様 58㎡・45㎡2室
照明 可動式レフライト
- ◎所在地 笛吹市境川町三柵3番地
笛吹市境川総合会館2階
他施設と共用の駐車場有。(最大で45台程度)
- ◎貸出期間 月曜日から土曜日
午前9時〜午後5時まで
※右記以外の時間帯あるいは日曜、祝日等に使用を希望する場合にはご相談ください。
- ◎使用料金 1日あたり2000円
※ただし市外者や営利を目的として利用する場合等については、使用料金が変更になります。また笛吹市境川総合会館条例に定める免除規定に該当する場合には、使用料が免除、減免になる場合もあります。
- ◎申込方法 教育委員会境川事務所(笛吹市境川総合会館内)で申込用紙を受け取り必要事項を記入の上、お申し込みください。
- ◎その他 その他ご質問等ありましたら左記事務所までご相談ください。
- ◎問合せ先 笛吹市教育委員会境川事務所
☎055-266-2014

全国市町村教育委員会連合会 教育長会功労者表彰

平成17年5月31日、全国市町村教育委員会連合会から多年にわたり教育委員として地方教育行政の振興に尽力された功績により、また、平成17年5月24日、多年にわたり教育長として地方教育行政の振興に尽力された功績により、次の方々が功労者表彰を受賞されました。(敬称略)

- 【教育委員会連合会功労者】
若澤 好實(春日居町別田)
中村 民造(春日居町国府)
小澤 米男(御坂町夏目原)

9月4日は笛吹市サンクスデー

9月4日のコンサドーレ札幌戦は「笛吹市サンクスデー」として、先着1000名の方にどこのプレゼント、ハーフタイム抽選会など、さまざまなイベントが行われます。

笛吹市内の小学生は、学校で配布される無料招待券を持参すれば観戦が無料となります。ヴァンフォーレ甲府が勝利できるような皆様のご来場お待ちしております。

ヴァンフォーレ甲府を応援しよう



- ◎日時 平成17年9月4日(日)
午後6時30分キックオフ(対コンサドーレ札幌)
- ◎場所 小瀬スポーツ公園陸上競技場

市制1周年記念事業

市民講座「スコレー大学」がはじまります

「躍動するふれあい文化都市」を目指す笛吹市では、市民一人ひとりのスコレーを有効に活用し、自身の新たな発見と自らを高めて頂くとともに、新たな仲間作りにより笛吹市の文化が構築できることを希望し、市民講座を9月24日から開校いたします。

- 笛吹市民講座「スコレー大学」開学式及び開学記念講演
- ◎開学式 平成17年9月24日(土)午前10時から
笛吹市スコレーセンター集芸室
- ◎記念講演 日本将棋連盟会長・笛吹市民講座学長 米長邦雄先生記念講演
平成17年9月24日(土)午前10時30分から
笛吹市スコレーセンター集芸室
※どなたでもご参加できます。近所お誘いあわせのうえご来場ください。

笛吹市民講座特別講座

親子将棋教室のご案内

笛吹市市民講座特別講座として、日本将棋連盟プロ棋士の先生方による親子将棋教室が開催されます。

- 【講座66】親子将棋教室①
◎日時 平成17年9月24日(土)午後1時〜4時
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター集芸室
- 【講座67】親子将棋教室②
◎日時 平成17年10月29日(土)午後1時〜4時
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター集芸室
- 【講座68】将棋教室
◎日時 平成17年11月19日(土)
午前10時から 親子将棋教室受講の子供対局
午後1時から プロ棋士と補助指導者対局
- ◎場所 笛吹市スコレーセンター集芸室
- ◎申込方法 笛吹市内各図書館、教育委員会事務局の窓口においてある申込用紙に必要事項をご記入の上、笛吹市教育委員会社会教育課まで郵送、持参、またはファックスにて申し込みください。
- ◎なお、広報8月号の市民講座申込用紙での申し込みも可能ですが、8月で定員を満たしている場合は受講をお断りする場合があります。
- ◎また、講座68の将棋教室について、プロ棋士との対局の見学を希望される方は、事前に社会教育課市民講座担当まで電話にてお申し込みください。
- ◎申込・問合せ先
〒406-8555 笛吹市八代町南917
笛吹市教育委員会社会教育課市民講座担当
☎ FAX 055-2665-4852

ひとりで
悩まないで!! 絵本と子育て
「家族で始めようブックスタート」
に来てみませんか?



笛吹市石和図書館では、毎週木曜日子育て支援活動を行っています。第1・3木曜日、午前10時30分から12時までブックスタート（第2・4木曜日午前11時から11時30分までタンタンのおはなし会）を開催しています。入場無料で、どなたでも参加できますので、いつでもお気軽にお出かけください。子育ては決してひとりで悩まないでください。



- 内 容
 - 毎回身近なゲスト（子育ての先輩）をお招きし、本についてのかかわり方や子育てについて、ご自身のエピソードを交えてご講話していただきます。
 - 子育てとえほん
司書による本の読み聞かせ方法（ワンポイントアドバイスなど）・情報提供・悩み相談・フリートークなど。
 - この時間内は、託児ボランティアももんちゃんのスタッフがお子様をお預かりし、安心して話を聞いたり相談できます。
 - この場で、お母さん同士、お子さん同士お友だちを作って気分転換になります。
- 対 象 0歳児から就園前までの在宅で育児中の親子（それ以外の方でも興味のある方はどうぞいらしてください）
- 申 込 み 申込みは事前に必要ありません。当日来ていただいて大丈夫です。ぜひ一度、遊びに来てください。
- 問合せ先 笛吹市石和図書館055-262-5959（担当雨宮）

LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION
図書館インフォメーション

図書館情報

笛吹市石和図書館

おはなし会タンタン（毎月第2・4木曜日）
● 9月8日（木）・22日（木）午前11時～11時30分

家族で始めようブックスタート（毎月第1・3木曜日）
● 9月1日（木）・15日（木）・29日（木）
午前10時30分から

耳をすませばえほん隊
● 9月3日（土）・10日（土）・17日（土）・24日（土）
午前11時～11時30分・午後2時～2時30分
毎週土曜日2回開催

笛吹市御坂図書館

おはなし会ぴよぴよん（毎月第2・4火曜日）
● 9月13日（火）・27日（火）午前11時～11時30分
（この日以外にも要望があれば本の読み聞かせをします）

楽蔵（映画会・お話・工作）
● 9月3日（土）午後2時から

笛吹市一宮図書館

おはなしのゆりかご
● 9月7日（水）
午前10時15分～10時45分（1歳6カ月児～3歳児）
午前11時～11時30分（0歳児～1歳5カ月児）

おはなしのぶらんこ
● 9月11日（日）午後1時30分から

本とあそぼう全国訪問おはなし会
● 9月25日（日）午前10時から

チャレンジ教室
● 9月3日（土）午後2時から
定員12人（申し込みは一宮図書館まで）

子ども放送局
● 9月3日（土）・10日（土）・17日（土）午前11時～11時30分

笛吹市八代図書館

バムケロおはなし会
● 9月10日（土）午後1時30分から

笛吹市境川図書室

おはなし会さかいがわ
● 9月17日（土）午後2時から
（毎週土曜日、随時おはなし会を予定しています）

笛吹市春日居ふるさと図書館

おはなしのへやもも（乳幼児向け）
● 9月13日（火）・27日（火）
午前10時30分から

おはなしのへやもも（小学生向け）
● 9月17日（土）
午後1時30分から

おりがみを楽しもう！
● 9月17日（土）午前10時30分から

※図書館のおはなし会は、子どもたちだけでなく、敬老会・公民館・まつり・老人ホーム・デイサービス施設・病院等に出向き、年配者の方々にもサービスをさせていただいています。ご要望があれば随時出前おはなし会を行っていますので、下記にお問合せください

■ 問合せ先 石和図書館 055-262-5959（担当雨宮）

■ 笛吹市石和図書館 055-262-5959	■ 笛吹市八代図書館 055-265-4011
■ 笛吹市御坂図書館 055-263-0363	■ 笛吹市境川図書室 055-266-2014
■ 笛吹市一宮図書館 0553-47-5220	■ 笛吹市春日居ふるさと図書館 0553-26-2283

9月の 図書館 休館日	* 笛吹市石和図書館：5日（月）・12日（月）・20日（火）・26日（月）
	* 笛吹市御坂図書館：7日（水）・14日（水）・21日（水）・28日（水）・30日（金）
	* 笛吹市一宮図書館：5日（月）・12日（月）・19日（月）・23日（金）・26日（月）・30日（金）
	* 笛吹市八代図書館：5日（月）・12日（月）・19日（月）・23日（金）・26日（月）・30日（金）
	* 笛吹市境川図書室：4日（日）・11日（日）・18日（日）・19日（月）・23日（金）・25日（日）
* 笛吹市春日居ふるさと図書館：5日（月）～12日（月）蔵書点検20日（火）・26日（月）・30日（金）	

※おはなし会などくわしくは各図書館のチラシをご覧ください。

FUEFUKI INFORMATION ふえふき インフォメーション

社会保険相談所を開設します

甲府社会保険事務所では、毎月社会保険相談所を開設し、健康保険に関する簡単な事務処理や相談業務、また厚生年金保険並びに国民年金に関する各種相談や受付を行い、事業主や被保険者の方々に便宜を図っております。
相談内容は固く守られますので、どうぞご利用ください。

日時

平成17年9月20日(火)
午前9時30分～12時/午後1時～4時

場所

笛吹市商工会本所旧石和町商工会

問合せ先

甲府社会保険事務所

055 252 1431

嘱託職員(東山聖苑)募集

東山梨行政事務組合では、嘱託職員(事務職)を募集いたします。

勤務地

山梨市小原西「東山聖苑」

採用期間

平成17年11月1日～
平成18年3月31日

勤務時間

午前8時～午後9時
午前8時30分～午後5時15分
午前8時30分～午後0時30分
(交替制・実働週40時間)

採用人数

嘱託職員1人

受験資格

平成17年4月1日現在、18歳以上50歳まで、高等学校以上を卒業した者

受付期間

平成17年10月5日(水)～
平成17年10月13日(木)

問合せ先

東山梨行政事務組合総務課

0553 32 5021

働く婦人の家「生活講座」

【ぴゅあ総合「出前講座」です！
『CAP大人の学習会』子どもたちを守る方法ってあるの？』

日時

平成17年10月7日(金)
午後7時15分～9時15分

場所

笛吹市働く婦人の家

定員(申し込みが必要です)

70人

講師

CAPやまなし
滝川美幸さん他2名

【「県内研修」みみり体験教室】

日時

平成17年10月15日(土)
午前8時30分集合・出発

集合場所

笛吹市働く婦人の家

研修場所

諏沢町つくたべかん

参加費

大人1300円 子ども800円

参加費を添えて申込んでください。(保険料を含む)

定員

25人

申込期限

平成17年10月5日(水)

定員になり次第締め切り

申込・問合せ先

働く婦人の家

055 265 4596

八代支所地域振興課

055 265 2111

児童手当の現況届はもうお済みですか？

現在児童手当を受けている人は現況届が必要です。

すでに受給者あてに現況届の用紙を送付してありますが、まだお済みでない方は至急届出をお願いします。届出をされない場合、6月以降の児童手当が停止されますのでご注意ください。

なお、現況届の用紙が届いていない方は、児童課までご連絡をお願いいたします。

問合せ先

保健福祉部

児童課児童家庭担当

055 261 1904

全国一斉無料成年後見相談会の開催

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

日時

平成17年9月10日(土)
午前10時～午後3時

場所

甲府市北口1 6 7
山梨県司法書士会会館

相談方法

面談及び電話

相談内容

高齢者・障害者支援を目的とした成年後見制度の活用
相続・遺産
その他の法律相談

問合せ先

(社)成年後見センター・リーガルサポート山梨
055 253 6900

能力開発講座受講生募集

県立産業技術短期大学校では、企業で働く方を対象に次のとおり能力開発講座を開催します。

なお、受講会場はすべて産業技術短期大学校で行います。

アクセス(基礎)

日程

平成17年11月1日(火)・4日(金)・7日(月)・8日(火)・10日(木)・11日(金)

時間

午後6時～9時

定員

20人

受講料

2100円(他にテキスト代)

受付期間

平成17年9月1日(木)～
平成17年10月25日(火)

アクセス(応用)

日程

平成17年11月14日(月)・15日(火)・17日(木)・18日(金)・21日(月)・22日(火)

時間

午後6時～9時

働く婦人の家「生活講座」

【ぴゅあ総合「出前講座」です！
『CAP大人の学習会』子どもたちを守る方法ってあるの？』

日時

平成17年10月7日(金)
午後7時15分～9時15分

場所

笛吹市働く婦人の家

定員(申し込みが必要です)

70人

講師

CAPやまなし
滝川美幸さん他2名

【「県内研修」みみり体験教室】

日時

平成17年10月15日(土)
午前8時30分集合・出発

集合場所

笛吹市働く婦人の家

研修場所

諏沢町つくたべかん

参加費

大人1300円 子ども800円

参加費を添えて申込んでください。(保険料を含む)

定員

25人

定員

20人

受講料

2100円(他にテキスト代)

受付期間

平成17年9月12日(月)～
平成17年11月7日(月)

接遇・応対のための英会話

日程

平成17年11月17日(木)・18日(金)・21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)

時間

午後6時～9時

定員

20人

受講料

2100円

受付期間

平成17年9月15日(木)～
平成17年11月10日(木)

新山梨環状道路計画 づくり説明会開催

国道20号や国道52号、県道甲府笛吹線など甲府市及びその周辺地域の幹線道路は朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。このような状況を改善するため、

山梨県と国土交通省では、新山梨環状道路の整備を進めています。その一部区間として、現在東側区間の計画づくりを検討しています。今後、みなさんからのご意見を伺いながら概略計画を作成していきます。つきましては、次のとおり説明会・オープンハウスを開催いたしますので、これから始まる計画づくりにみなさんの声をお寄せください。

日時

平成17年9月6日(火)
オープンハウス 午前10時～午後7時
説明会 午後7時～9時

場所

笛吹市スコレーセンター

問合せ先

山梨県土木部道路整備課道路企画室
055 223 1691

国土交通省甲府河川国道事務所

新山梨環状道路調査室

055 254 9232

善意のご寄付

川上 忠 正 様
石山 たえ子 様
池谷 昭五 様
(千葉県我孫子市)
(石和町市部)

笛吹市桃の花まつり写真コンテスト

推薦に **沼倉 司** さん
(富士吉田市)

笛吹市桃の花まつりの一環として行われた、「笛吹市桃の花まつり写真コンテスト」に県内外の76人から145点の応募があり、推薦1点、特選3点、準特選5点、入賞20点の計29点が決まりました。入賞作品は次のとおりです。



沼倉 司 「春爛漫」

梶原 茂樹 「夕照」



通木 和彦 「桃色の里」



宮下 博美 「春彩」



笛吹市桃の花まつり 写真コンテスト 入賞者(敬称略)

【推薦】	沼倉 司 (富士吉田市)	「春爛漫」
【特選】	梶原 茂樹 (笛吹市)	「夕照」
	通木 和彦 (愛知県名古屋市)	「桃色の里」
	宮下 博美 (富士吉田市)	「春彩」
【準特選】	岡田 泰文 (甲府市)	「爛漫のなかで」
	川口 満 (甲府市)	「桃の園」
	中島 照雄 (甲斐市)	「咲き乱れる」
	中川 美治 (南アルプス市)	「里山の春」
	林 達雄 (甲府市)	「お祝い」
【入選】	雨宮 和幸 (笛吹市)	「みこしが行く」
	小沢 巳江子 (甲斐市)	「花畑のえがお」
	河野 裕子 (笛吹市)	「春うらら」
	小林 和義 (勝沼町)	「ピンクに染まる一の宮」
	小林 勝次 (笛吹市)	「みこし出発(1)」
	加越 紀念男 (富士吉田市)	「春を描く」
	鶴田 君子 (千葉県我孫子市)	「桃のてっか」
	高尾 久男 (東京都東村山市)	「桃源郷(1)」
	野沢 政代 (笛吹市)	「マラソン大会(2人)」
	長嶋 俊光 (東京都八王子市)	「花の丘」
	深沢 充恵 (身延町)	「春のおしゃれ」
	藤田 彰三 (神奈川県川崎市)	「桃の都」
	吉澤 文雄 (神奈川県厚木市)	「早暁」
	生原 正克 (神奈川県綾瀬市)	「春に向って」
	向山 日出男 (笛吹市)	「思わず万歳」
	村松 学 (南アルプス市)	「輿上の女」
	宮崎 栄子 (神奈川県川崎市)	「花見台の春」
	宮森 義雄 (東京都東村山市)	「桃源郷」
	山梨 英昭 (静岡県焼津市)	「桃源郷にて」
	八木 ちひろ (東京都八王子市)	「花摘み」

編集後記

先日、休暇をとって伊豆に行ってきましたが、伊豆地方には「伊豆」の文字がつく市や町が5つもあり戸惑ってしまいました。伊豆といえば観光地や温泉が数多い場所です。新しい市や町が誕生した後の案内看板や標識にも各自治体の苦労がうかがえる中、古い看板などもいくつか見られました。人間ナビ？人間のカン？頼みの旅だっただけに目的地に着いてホッと一息！「いつかは最新版のナビ(地図)を購入しなければ…」と思った伊豆への旅でした。(N)

DATA FUEFUKI

人口	72,523人(+5)
男	35,125人(+4)
女	37,398人(+1)
世帯数	25,419世帯(+29)
	H17.8.1現在()は前月比

発行/2005.9.1 山梨県笛吹市役所 編集/秘書政策室・広聴広報担当
所在地/〒406-8510 笛吹市石和町市部777番地 TEL 055-262-4111(代)
URL/http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/



この印刷物は、古紙配合率100%再生紙と大豆油インクを使用しております。